

スル所ニアラサルベント告ケ稍 彼等ノ態度了平ニ于テ一時半
會見ヲ終リ委員各所屬工場ニ帰来シ報告ヲ為マリ
本工場ニ於テハ大ナル不手ナリ如キモ 敷津工場ニ於テハ 強硬
ナル主張ヲ有ス者不鮮ノ 形勢ノ更ニ悪化ノ兆ヲ呈シ来リ
(六月八日)

田 次 吉 書 目

- 一 (1) 藤永田造船所ニ於テ後了スル労働者ノミヲ以テ組織
スル組合ヲ交渉団体トシテ認ムルコト
- (2) 其ノ團體ノ内容組織方針ノ交渉ノ範圍及方法ニ関シテ
ハ工場主ト全労働者ト 隔意ナリナリ方法ニ依リ送付セル相
人数ノ委員ト女委員トヲ以テ直ニニ調査会ヲ組織シ其由
議決定スルモノトス
- 二 請負員制度改善ノ件ニ調査会宛上直ニ実行ス

- 三 工場内衛生設備改善ノ件ハ直ニ其ノ実行ニ着手ス
- 四 労働者ノ労働時間短縮日教ノ件ハ五日以内トス
- 五 工場ノ都合上ノ解雇スル場合ニ於テハ千五(一)千五(二)千五(三)千五(四)千五ノ通り定ム
- 半年未満ハ日給三十日分
一ヶ年未満ハ日給四十日分
一ヶ年以上ノ者ハ一ヶ月ヲ増スル毎ニ一日分ヲ加算シ三百日分
ヲ限度トス
- 現ニ後了スル臨時職工ノ労働條件ニ關シ本場規定ナリ
ヲ給ス
- 六 日給ニ日以下ノ職工ニ對スル増給ノ件ハ女子及他扶養員
ノ手続ヲ以テ之ヲ為シテハ許困難ノ認ムルモノニ限リニ對シ
内ニ範圍ニ於テ二日ヲ限度トシ相違補給ノ方法ヲ取ル